

## 別 紙

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第10条の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係</p> <p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p>第10条の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係</p> <p style="text-align: center;"><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>10の2－1 措置法第10条の2第1項第4号に規定する中小企業者に該当する</u>  <u>かどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産で措置法</u>  <u>令第5条の4第9項に規定するものを措置法第10条の2第1項かっこ書に規</u>  <u>定する製造業、建設業その他政令で定める事業（以下10の2－2及び10の2</u>  <u>4において「対象事業」という。）の用に供した日の現況によって判定す</u>  <u>るものとする。</u></p>
	<p style="text-align: center;">(事業の判定)</p> <p><u>10の2－2 措置法第10条の2第1項第4号に規定する個人の営む事業が対象</u>  <u>事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を</u>  <u>基準として判定する。</u></p> <p><u>(注) 措置法規則第5条の7第1項第5号に掲げる「サービス業」について</u>  <u>は、日本標準産業分類の「大分類H 情報通信業」（「中分類37 通信</u>  <u>業」を除く。）、「小分類693 駐車場業」、「中分類72 宿泊業」、  <u>「大分類N 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分</u>  <u>類79 協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Q サービス</u>  <u>業（他に分類されないもの）」（「小分類831 旅行業」を除く。）に</u>  <u>分類する事業が 該当する。「サービス業」については、日本標準産業</u>  <u>分類の「大分類L サービス業」に分類する事業が該当する。</u></u></p>

(廃止)

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の2-3 措置法規則第5条の7第1項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びピヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は、含まれないものとする。

(廃止)

(対象事業とその他の事業とに共通して使用されるエネルギー需給構造改革推進設備)

10の2-4 措置法第10条の2第1項第4号に規定する個人が、対象事業とその他の事業とを営む場合において、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産をそれぞれの事業に共通して使用しているときは、その全部を対象事業の用に供したものとして同条の規定を適用する。

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2-1 平成4年3月31日付大蔵省告示第57号の別表 ..... (.....  
.....10の2-3 .....)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2-2 .....

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2-5 平成4年3月31日付大蔵省告示第57号及び通商産業省告示第145号の別表 ..... (.....10の2-7 及び10の2-10 .....)  
.....

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2-6 .....

(廃止)

(国庫補助金等をもって取得等したエネルギー需給構造改革推進設備の取得価額)

10の2-7 措置法令第5条の4第9項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が200万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を

改 正 後	改 正 前
	<u>行うものとする。</u>
(エネルギー需給構造改革推進設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)  <u>10の2－3</u> .....	(エネルギー需給構造改革推進設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)  <u>10の2－8</u> .....
(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)  <u>10の2－4 指置法令第5条の4第9項</u> .....	(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)  <u>10の2－9 指置法令第5条の4第11項</u> .....
(当該金額として記載された金額)  <u>10の2－5</u> .....	(当該金額として記載された金額)  <u>10の2－10</u> .....
第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)関係  (取得価額の判定単位)  10の3－2 .....160万円以上又は <u>120万円以上</u> .....  (注) ..... <u>120万円以上</u> .....	第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)関係  (取得価額の判定単位)  10の3－2 .....160万円以上又は <u>100万円以上</u> .....  (注) ..... <u>100万円以上</u> .....
(農林業用の機械及び装置)  <u>10の3－3 農業用又は林業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは、個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、指置法第10条の3第1項の規定の適用上、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第七(以下この項において「別表第七」という。)に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置</u>	(新設)

に該当するものとする。

別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの
電動機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター	全部
耕耘整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 <u>その他の農作物収穫調整用機具</u>	動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの
農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	動力により作動するもの
その他の機具	精米機及び精麦機

(国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額)

10の3—4 ..... 160万円以上又は120万円以上 .....

(国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額)

10の3—3 ..... 160万円以上又は100万円以上 .....

改 正 後	改 正 前
(主たる事業でない場合の適用) <u>10の3-5</u> .....	(主たる事業でない場合の適用) <u>10の3-4</u> .....
(事業の判定) <u>10の3-6</u> .....	(事業の判定) <u>10の3-5</u> .....
(注) .....	(注) .....
(その他これらの事業に含まれないもの) <u>10の3-7</u> .....	(その他これらの事業に含まれないもの) <u>10の3-6</u> .....
(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等) <u>10の3-8</u> .....(..... <u>10の3-11</u> .....) .....(..... <u>10の3-15</u> .....)	(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等) <u>10の3-7</u> .....(..... <u>10の3-10</u> .....) .....(..... <u>10の3-14</u> .....)
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>10の3-9</u> .....	(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>10の3-8</u> .....
(附属機器等の同時設置の意義) <u>10の3-10</u> .....	(附属機器等の同時設置の意義) <u>10の3-9</u> .....
(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の3-11</u> .....	(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の3-10</u> .....
(物品賃貸業の意義)	(物品賃貸業の意義)

10の 3—12 .....

(注) .....

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の 3—13 .....

(10の 3—15) .....

(リース費用の均等支払の判定)

10の 3—14 .....

(リース費用に含まれない費用)

10の 3—15 .....

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の 3—16 .....

(当該金額として記載された金額)

10の 3—17 .....

第10条の4((事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)

10の 4—1 .....

(措置法規則第5条の9第1項又は第8項) .....

.....

(主たる事業でない場合の適用)

10の 4—4 .....

措置法第10条の4第1項第2号から第4号まで .....

10の 3—11 .....

(注) .....

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の 3—12 .....

(10の 3—14) .....

(リース費用の均等支払の判定)

10の 3—13 .....

(リース費用に含まれない費用)

10の 3—14 .....

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の 3—15 .....

(当該金額として記載された金額)

10の 3—16 .....

第10条の4((事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)

10の 4—1 .....

(措置法規則第5条の9第1項又は第7項) .....

.....

(主たる事業でない場合の適用)

10の 4—4 .....

措置法第10条の4第1項第2号又は第3号 .....

改 正 後	改 正 前
(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備) 10の4—6 .....	(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備) 10の4—6 .....
(注) <u>同条第1項第7号口</u> .....	(注) <u>同条第1項第6号口</u> .....
第11条((特定設備等の特別償却)関係  〔共 通 事 項〕	第11条((特定設備等の特別償却)関係  〔共 通 事 項〕
(特別償却の対象となる特定設備等) 11—1 .....	(特別償却の対象となる特定設備等) 11—1 .....
(1) .....	(1) .....
(2) ..... <u>措置法令第5条の9第9項</u> .....	(2) ..... <u>措置法令第5条の9第8項</u> .....
(特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 11—4 ..... <u>措置法令第5条の9第10項</u> .....	(特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 11—4 ..... <u>措置法令第5条の9第9項</u> .....
(附属機器等の同時設置の意義) 11—5 .....( .....11—8及び11—11において.....) .....	(附属機器等の同時設置の意義) 11—5 .....( .....11—8及び11—11までにおいて.....) .....
(取得価額の判定単位) 11—6 ..... <u>同条第8項</u> .....	(取得価額の判定単位) 11—6 ..... <u>同条第7項</u> .....
(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11—7 ..... <u>措置法令第5条の9第8項</u> .....	(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11—7 ..... <u>措置法令第5条の9第7項</u> .....

〔公害防止設備〕

(中小企業者以外の個人であるかどうかの判定の時期)

11—9 .....措置法令第5条の9第3項.....

(新增設設備の範囲)

11—10 措置法令第5条の9第3項.....同条第4項.....同条第3項...  
.....同条第4項.....

(1) .....

(2) .....

(注) .....措置法規則第5条の12第3項第2号口及び第6項第2号口...

.....

〔海洋運輸業の意義〕

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11—12 措置法令第5条の9第7項.....

(注) .....

(廃止)

第11条の5((特定余暇利用施設の特別償却))関係

(廃止)

(取得価額の判定単位)

11の5—1 措置法令第5条の13第2項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物(以下11の5—2までにおいて「建物等」という。)の取得価額の合計額が1億3千万円以上であるかどうかは、措置法規則第5条の15第2項各号に掲げるそれぞれの施設(当該施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。)ごとに判定するのであるから、例えば、一の建物等が同項第

〔公害防止設備〕

(中小企業者以外の個人であるかどうかの判定の時期)

11—9 .....措置法令第5条の9第2項.....

(新增設設備の範囲)

11—10 措置法令第5条の9第2項.....同条第3項.....同条第2項...  
.....同条第3項.....

(1) .....

(2) .....

(注) .....措置法規則第5条の12第2項第2号口及び第5項第2号口...

.....

〔海洋運輸業の意義〕

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11—12 措置法令第5条の9第6項.....

(注) .....

改 正 後	改 正 前
	<p><u>2号に掲げる劇場と博物館とから成る場合には、それぞれの施設ごとに判定することに留意する。</u></p> <p>(注) 例えば、複数のテニスコートが一体として整備される庭球場又は大小複数のプールが一体として整備される水泳場は、一の施設として取り扱う。</p>
(廃止)	<p>(国庫補助金等をもって取得等した建物等の取得価額)</p> <p><u>11の5—2 建物等の取得価額の合計額が1億3千万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該建物等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>
(廃止)	<p>(附属施設等の意義)</p> <p><u>11の5—3 措置法規則第5条の15第2項に規定する「当該施設に専ら附属する施設として設置するもの」(以下この項において「附属施設」という。)は、同項各号に掲げるそれぞれの施設とともに取得等をする場合における附属施設に限られることに留意する。</u></p> <p><u>措置法令第5条の13第2項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。</u></p>
第11条の6((特定電気通信設備等の特別償却))関係	第11条の6((特定電気通信設備等の特別償却))関係
(附属機器等の同時設置の意義)	(附属機器等の同時設置の意義)
11の6—2 <u>措置法規則第5条の15第3項各号</u> .....	11の6—2 <u>措置法規則第5条の16第3項各号</u> .....

第11条の8((製造過程管理高度化設備等の特別償却)関係

(併せて設置する機械等の意義)

11の8－2 措置法規則第5条の17第2項各号.....

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

第11条の8((製造過程管理高度化設備等の特別償却)関係

(併せて設置する機械等の意義)

11の8－2 措置法規則第5条の16の3第2項各号.....

第11条の10((特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係

(事業の判定)

11の10－1 個人の営む事業が措置法第11条の10第1項に規定する輸入関連事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(主たる事業でない場合の適用)

11の10－2 個人の営む事業が輸入関連事業に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(工場用等の建物及びその附属設備の意義)

11の10－3 措置法令第6条の4第3項第1号に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに同項第2号から第5号に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

- (1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
- (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定)

11の10－4 事業の用に供されている一の建物が工場用又は作業場用等とその

改 正 後	改 正 前
	<p><u>他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用又は作業場用等に供されている部分について措置法第11条の10第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>工場用又は作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p>(2) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用又は作業場用等に供されているものとすることができる。</u></p> <p>(廃止)</p> <p><u>(国庫補助金等をもって取得等した一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額)</u></p> <p><u>11の10—5 措置法令第6条の4第2項に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が3,500万円(当該一の生産等設備が製造業の用に供されるものである場合には、1億円)以上であるかどうかを判定する場合において、当該生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものがあるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>(廃止)</p> <p><u>(取得価額の合計額が10億円を超えるかどうかの判定)</u></p> <p><u>11の10—6 措置法第11条の10第1項の適用上、一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産(同項に規定する輸入関連事業用資産をいう。以下11の10—7において同じ。)の取得価額の合計額が10億円を超えるかどうかの判定については、その新設に係る事業計画ごとに判定する。</u></p> <p><u>措置法令第6条の4第2項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資</u></p>

産の取得価額の合計額が3,500万円（当該一の生産等設備が製造業の用に供されるものである場合には、1億円）以上であるかどうかの判定についても同様とする。

(廃止)

(一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産を2以上の年において事業の用に供した場合)

11の10-7 一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額が10億円を超える場合において、当該一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産を2以上の年において事業の用に供したときは、措置法第11条の10第1項の特別償却額の計算の基礎となる個々の輸入関連事業用資産に係る取得価額は、次の区分に応じ、次による。

(1) 当該生産等設備を構成する輸入関連事業用資産のうち事業の用に供されたものの取得価額の合計額が初めて10億円を超えることとなる年の前年以前において事業の用に供した輸入関連事業用資産 当該輸入関連事業用資産の取得価額

(2) 当該生産等設備を構成する輸入関連事業用資産のうち事業の用に供されたものの取得価額の合計額が初めて10億円を超えることとなる年において事業の用に供した輸入関連事業用資産 次に掲げる算式により計算した金額

(算式)

$$\frac{\begin{array}{l} \text{当該生産等設備を構成する輸入} \\ \text{関連事業用資産のうちその年に} \\ \text{おいて事業の用に供した個々の} \\ \text{輸入関連事業用資産の取得価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該生産等設備を構成す} \\ \text{る輸入関連事業用資産の} \\ \text{10億円 - うち前年以前において事} \\ \text{業の用に供したもののが取} \\ \text{得価額の合計額} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該生産等設備を構成する輸入} \\ \text{関連事業用資産のうちその年に} \\ \text{おいて事業の用に供したもののが} \\ \text{取得価額の合計額} \end{array}}$$

改 正 後	改 正 前
第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係  (生産等設備の範囲)  12-1 ..... <u>同条第6項、第8項、第10項、第12項若しくは第13項</u> ..... ...  (一の生産等設備の取得価額基準の判定)  12-3 ..... <u>2,500万円又は1,000万円</u> .....  (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)  12-4 ..... <u>2,500万円又は1,000万円</u> .....  (注) .....	第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係  (生産等設備の範囲)  12-1 ..... <u>同条第3項、第8項、第10項、第12項、第14項若しくは第15項</u> .....  (一の生産等設備の取得価額基準の判定)  12-3 ..... <u>2,800万円、1,000万円又は2,500万円</u> .....  (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)  12-4 ..... <u>2,800万円、1,000万円 又は2,500万円</u> .....  (注) .....
(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)  12-8 ..... <u>措置法令第6条の5第11項及び第12項</u> .....  (1) .....	(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)  12-8 ..... <u>措置法令第6条の5第4項、第13項及び第14項</u> .....  (1) .....
(取得価額の合計額が <u>2,500万円又は1,000万円</u> を超えるかどうかの判定)  12-11 ..... <u>2,500万円又は1,000万円</u> .....	(取得価額の合計額が <u>2,800万円、1,000万円又は2,500万円</u> を超えるかどうかの判定)  12-11 ..... <u>2,800万円、1,000万円又は2,500万円</u> .....
第13条の3 ((農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)関係	第13条の3 ((農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)関係

(事業の判定)

13の3-1 ..... 農業又は素材生産業.....

(総収入金額の意義)

13の3-4 ..... (措置法令第6条の10第13項) .....

(素材生産業に係る収入金額に含まれるもの例示)

13の3-5 措置法令第6条の10第13項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

第14条((優良賃貸住宅等の割増償却等))関係

(特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)

14-1 ..... 特定優良賃貸住宅 (以下14-11までにおいて「特定優良賃貸住宅」という。) ..... (以下14-11.....) .....

(各独立部分の範囲)

14-2 措置法令第7条第1項から第5項.....

(注) .....

(特定優良賃貸住宅等の範囲)

14-3 ..... (以下14-5.....) ..... 特定優良賃貸住宅.....

(注) .....

(事業の判定)

13の3-1 ..... 農業、素材生産業又は林業.....

(総収入金額の意義)

13の3-4 ..... (措置法令第6条の10第15項) .....

(素材生産業に係る収入金額に含まれるもの例示)

13の3-5 措置法令第6条の10第15項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

第14条((優良賃貸住宅等の割増償却等))関係

(優良賃貸住宅等の範囲)

14-1 ..... 優良賃貸住宅 (以下14-14までにおいて「優良賃貸住宅」といふ。) ..... (以下14-14.....) .....

(各独立部分の範囲)

14-2 措置法令第7条第1項、第2項、第4項及び第7項から第10項.....

...

(注) .....

(優良賃貸住宅の範囲)

14-3 ..... (以下14-7.....) ..... 優良賃貸住宅.....

(注) .....

(廃止)

(使用人の居住の用に供されている家屋の範囲)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)  <u>14—6 措置法第14条第1項</u>.....</p>	<p><u>14—6 措置法令第7条第4項第1号に規定する「当該個人の営む事業に係る使用人の居住の用（当該使用人としての地位に基づくものに限る。）に供されているもの」とは、当該個人がその使用人に貸し付けている住宅用区分所有家屋のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>(1) <u>その住宅用区分所有家屋の入居資格が当該個人の使用人に限られ、又は当該使用人を優先して入居させることとしているときの当該住宅用区分所有家屋</u></p> <p>(2) <u>当該個人がその使用人以外の者にその住宅用区分所有家屋を貸し付けるとした場合に通常付せられる家賃の額、敷金の額等の賃貸条件に比して有利な条件で貸し付けているときの当該住宅用区分所有家屋</u></p> <p>(3) <u>その貸付けを受けた使用人が退職した場合には、その住宅用区分所有家屋から退去することを条件に貸し付けているときの当該住宅用区分所有家屋</u></p> <p>(廃止)  <u>(賃貸住宅の社宅としての転貸)</u></p> <p><u>14—7 個人がその有する住宅用区分所有家屋を他の者に貸し付けた場合には、その貸付けを受けた者が当該家屋をその使用人の住宅の用に供しているときであっても、当該住宅用区分所有家屋については措置法令第7条第4項第1号に規定する「当該個人の営む事業に係る使用人の居住の用に供されているもの」に該当しないものとする。ただし、当該他の者が当該個人と特殊の関係にあり、その実態が専ら当該他の者のために当該個人が当該住宅用区分所有家屋を保有していると認められるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)  <u>14—8 措置法第14条第1項第1号</u>.....</p>

(注) 同条第2項又は第3項.....

(注) 同項第2号、同条第2項又は第3項.....

(廃止)

(床面積の意義)

14-7 措置法令第7条第1項から第5項.....

(公募要件に該当する旨を明らかにする書類の書式)

14-9 措置法規則第6条第4項に規定する公募要件に該当する旨を明らかにする書類は、次の書式による。

(様式省略)

(管理人室等に使用する部分)

14-8 .....

(注) .....

(特定再開発建築物等に特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)

14-9 特定優良賃貸住宅.....当該特定優良賃貸住宅部分.....

...

(資本的支出)

14-10 特定優良賃貸住宅.....(.....).....当該特定優良賃貸住宅.....

(相続により特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅を承継した者に対する取扱い)

14-11 特定優良賃貸住宅.....(.....).....当該特定優良賃貸住宅.....当該特定優良賃貸住宅.....

(床面積の意義)

14-10 措置法令第7条第1項、第2項、第4項及び第7項から第10項.....

(管理人室等に使用する部分)

14-11 .....

(注) .....

(特定再開発建築物等に優良賃貸住宅が含まれる場合)

14-12 優良賃貸住宅.....当該優良賃貸住宅部分.....

(資本的支出)

14-13 優良賃貸住宅.....(.....).....当該優良賃貸住宅.....

(相続により優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅を承継した者に対する取扱い)

14-14 優良賃貸住宅.....(.....).....当該優良賃貸住宅.....当該優良賃貸住宅.....

改 正 後	改 正 前
(敷地の意義)  <u>14-12 措置法令第7条第4項第3号</u> ..... (注) .....	(敷地の意義)  <u>14-15 措置法令第7条第9項第3号</u> ..... (注) .....
(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)  <u>14-13 措置法令第7条第4項又は第5項</u> .....	(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)  <u>14-16 措置法令第7条第9項又は第10項</u> .....
第14条の2 ((特定再開発建築物等の割増償却)) 関係  (昇降機の設置されている建築物の範囲)  <u>14の2－4 措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えた昇降機を、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。</u>  (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用浴室等（一定の要件を満たすものに限る。）又は車いす使用者用客室がある階  (2) 直接地上へ通ずる出入口がある階  (注) 1 例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、身体障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第8条に規定する計画に係る同法第2条第3号に規定する特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係る昇降機は措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第14条の2	第14条の2 ((特定再開発建築物等の割増償却)) 関係  (昇降機の設置されている建築物の範囲)  <u>14の2－4 措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機が設置されている建築物は、不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車場が設けられている階に限る。）のそのかごが停止するエレベーターが設置されている建築物で、当該エレベーターのうち少なくとも一ものの配置及び構造が判断事項（平成6年9月27日付建設省告示第1987号の「第二 誘導的基準」の「四 昇降機」に定める事項をいう。以下この項において同じ。）の（二）に掲げる事項を満たし、かつ、他のエレベーターの構造が判断事項の（二）又は（三）に掲げる事項を満たすものを設置している建築物に限られることに留意する。</u>  (注) 例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用されることとされている建物が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第8条に規定する計画に係る同法第2条第3号に規定する特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第7条の2第7項

第1項の規定の適用がないことに留意する。

2 措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の昇降機ごとに定める事項に適合するものであることに留意する。

(1) 本文の一以上設置すべきこととされている昇降機

イ 不特定かつ多数の者が利用する昇降機 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第12条第5項及び第6項に規定する事項

ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第3項に規定する事項及び同規則第12条第6項（視覚障害者が利用する昇降機に限る。）に規定する事項

(2) (1)の昇降機以外の昇降機

イ 不特定かつ多数の者が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第2項に規定する事項及び同規則第12条第4項に規定する事項

ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第2項に規定する事項

に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第14条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。

第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係

（公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫）

15—1 .....措置法令第8条第2項第1号又は第2号.....

(注) .....

第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係

（公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫）

15—1 .....措置法令第8条第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロ.....

(注) .....

改 正 後	改 正 前
(貯蔵槽倉庫) 15—2 <u>措置法令第8条第2項第4号</u> ..... (1) ..... (2) .....	(貯蔵槽倉庫) 15—2 <u>措置法令第8条第2項第1号二</u> ..... (1) ..... (2) .....
第28条((特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例))関係	第28条((特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例))関係
(中小企業倒産防止共済事業の前払掛金) 28—3 ..... <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u> .....	(中小企業倒産防止共済事業の前払掛金) 28—3 ..... <u>中小企業総合事業団</u> .....
第28条の4 ((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係  〔適用対象の範囲等〕	第28条の4 ((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係  〔適用対象の範囲等〕
(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲) 28の4—11 ..... (1) .....「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」 <u>第7①ただし書</u> ..... (2) .....	(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲) 28の4—11 ..... (1) .....「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」 <u>第6ただし書</u> ..... (2) .....
第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係  (引き続き居住の用に供している場合) 41—2 ..... (1) .....	第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係  (引き続き居住の用に供している場合) 41—2 ..... (1) .....

(2) ..... (.....) ..... (.....平成13年7月1日から同年12  
月31日又は平成14年から平成20年.....) .....

(居住の用に供しなくなった場合)

41-3 **措置法第41条第7項**.....

(再び居住の用に供した場合)

41-4 **措置法第41条第7項**.....

(その年12月31における住宅借入金等の金額)

41-22 **措置法第41条第2項及び同法第41条の2**.....

(注) .....

(定期借地権等の設定の時における保証金等に係る敷地の取得の対価の額)

41-28 ..... (.....) ..... (.....) ..... **その保証金等につき定期借地権等を設定した日の属する月における基準年利率**.....

**(算式) 省略**

(住民票の写し)

41-30 ..... **措置法第41条第1項又は第7項**.....

(注) 1 .....

2 .....

**第41条の2の2**((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)

(2) ..... (.....) ..... (.....平成13年7月1日から同年12  
月31日、平成14年又は平成15年.....) .....

(居住の用に供しなくなった場合)

41-3 **措置法第41条第8項**.....

(再び居住の用に供した場合)

41-4 **措置法第41条第8項**.....

(その年12月31における住宅借入金等の金額)

41-22 **措置法第41条第2項及び第3項**.....

(注) .....

(定期借地権等の設定の時における保証金等に係る敷地の取得の対価の額)

41-28 ..... (.....) ..... (.....) ..... **その保証金等につき定期借地権等を設定した日の属する年の1月1日現在における基準年利率**.....

**(算式) 省略**

(住民票の写し)

41-30 ..... **措置法第41条第1項又は第8項**.....

(注) 1 .....

2 .....

**第41条の2**((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)

改 正 後	改 正 前
<p><u>41の2の2－1 措置法第41条の2の2</u> ..... ( ..... <u>41の2の2－2</u> ..... ) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(給与等の支払者が受理した申告書の保管)</p> <p><u>41の2の2－2</u> .....</p> <p><u>第41条の15((先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除))関係</u></p> <p><u>(更正の請求による更正により先物取引の差金等決済に係る損失の金額があることとなった場合)</u></p> <p><u>41の15－1 措置法第41条の15第3項に規定する「先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出」した場合には、同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類(次項において「明細書等」という。)の添付がなく提出された確定申告書につき通則法第23条((更正の請求))に規定する更正の請求に基づく更正により、新たに措置法第41条の15第2項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(次項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)があることとなった場合も含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(更正により先物取引の差金等決済に係る損失の金額が増加した場合)</u></p> <p><u>41の15－2 先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき措置法第41条の15第3項の明細書等の添付がある確定申告書を提出した</u></p>	<p><u>41の2－1 措置法第41条の2</u> ..... ( ..... <u>41の2－2</u> ..... ) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(給与等の支払者が受理した申告書の保管)</p> <p><u>41の2－2</u> .....</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

場合において、先物取引の差金等決済に係る損失の金額が過少であるため更正が行われたときは、その更正後の金額を基として同条第1項の規定を適用する。

(経過的取扱い(1)・・・改正前の措置法等の適用がある場合)

改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第105号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成16年財務省令第31号）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この通達による改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いの例による。

(経過的取扱い(2)・・・平成16年4月1日前に中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却)

措置法令第5条の5第2項に規定する器具及び備品（以下「器具等」という。）の取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得等した器具等については、改正法令による改正前の措置法令第5条の5第2項の規定を適用する。この場合において、平成16年4月1日以後に取得等した減価償却資産については、同条の規定の適用はないことに留意する。

(新設)

(新設)